

国会審議におけるこれまでの主なやりとり

(株式会社日本政策投資銀行法案関係)

【政投銀を完全民営化する意義】

政投銀を完全民営化するメリットは何か。

政投銀の完全民営化は、資金の流れを「官から民へ」変えることによって、国民の資産が民間部門で活用され、経済の活性化につながる。

また、政投銀のもつ新金融技術開発能力について、政策金融の枠組みをはずして完全民営化することにより、高度化・多様化するニーズにより幅広く応えることができる。また、民間における金融技術の高度化に寄与する役割を、一層推進することができる。

政投銀が行ってきた長期・固定・低利の融資自体は政策金融として残すべきであり、民営化した上で利子補給などの必要な措置を行うよりも合理的ではないか。

政投銀は、行革推進法において、完全民営化するとされている。

これは、「行政改革の重要方針」における、政策金融は、中小零細企業・個人の資金調達機能、国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融及び、円借款の3つの機能に限定し、それ以外の業務については撤退するとの方針に沿ったもの、すなわち、民間にできることは民間に委ねて、簡素で効率的な政府を実現するとの考え方に立ったもの。

公的部門の縮小と政府信用の圧縮により、簡素で効率的な政府を実現し、ひいてはわが国経済の効率化、活性化に資するものであり、この政投銀の改革は、わが国の将来にとって必要なもの。

【政投銀の有する長期の事業資金に係る投融資機能を維持するための措置】

政府保有株式の処分方法についてどのような検討を行うのか。また、安定株主が望ましく、短期の収益を求める外資や投資ファンドに対して、株式の譲渡制限が必要になるのではないか。

新会社の株式処分については、株式処分の円滑な推進並びに株式処分収入の適正な確保を図る必要があるとともに、行革推進法や制度設計における、完全民営化後も投融資機能の根幹を維持する旨の規定や、同法の参議院附帯決議における、「安定性のある株主構成とする」旨の規定を踏まえて検討する必要がある。今後、専門家や有識者からなる検討会で、株式の処分方法、発行する株式の数やその種類、処分のタイミングについて、専門的な見地から検討。

完全民営化後の長期投融資機能の維持を制度的に担保するべきではないか。

完全民営化後の新会社は、特殊会社ではなくなり、民間株主の意向を踏まえた経営が行われることから、長期の事業資金に係る投融資機能の根幹の維持について、必ずしも法律上担保されているわけではないが、政府として、完全民営化後も同機能が引き続き維持されるよう期待。

そのため、本法律案において、出資と融資を組み合わせた長期のリスクマネーを引き続き供給できるよう、必要な業務の規定や資金調達における政府保証等の激変緩和措置等所要の措置を講ずるとともに、長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう政府保有株式の処分の方法に関する事項について検討の上、必要な措置を講ずることとしている。また、

新会社の業務や機能等が完全民営化後の新組織に円滑に承継されるために必要な措置を講ずるということにしている。

【引き続き政策的に活用する必要がある分野に係る今後の取扱い】

民営化後の政投銀を政策的に活用するにあたって、民間とのイコールフットィングを確保することが必要だが、必要な政策金融機能は、完全民営化後も政投銀に担ってほしい。

これまで、政投銀は、様々な分野で施策の推進に寄与。政投銀の民営化にあたって、各分野の施策の推進に当たって、今後、どのような措置が必要か各府省において検討の上、必要であれば各府省において制度的な措置を行うことも必要と考えている。

【今後のビジネスモデル】

将来のビジネスモデルについて、どのようなイメージを持っているのか、また、今後いつまでを目途として、どのように検討を行うのか。

移行期間中の業務運営や民間株主の意向等を踏まえて、移行期間中に新会社の経営陣が検討し、的確に判断すべきもの。

政府としては、確たることを申し上げる立場にはないが、行革推進法や制度設計等を踏まえ、これまで培ってきた事業開発能力や DIP ファイナンス等の新金融技術開発能力等のノウハウを活かして、長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持していくことを期待。

本法律案をきっかけに、金融システムとして、投資銀行法のような投融資一体の事業を認めていくのか。法的な一般法を考えていくべきではないか。

政投銀の民営化後、証券業法、銀行法の下で、この政投銀が、中長期的なリスクマネーの供給をどのような形でできるかが検討課題。(金融庁答弁)

【政府保有株式の処分方法】

政府保有株式の処分方法についてどのような検討を行うのか。また、安定株主が望ましいのであり、短期の収益を求める外資や投資ファンドに対して、株式の譲渡制限が必要になるのではないか。

新会社の株式処分については、株式処分の円滑な推進並びに株式処分収入の適正な確保を図る必要があるとともに、行革推進法や制度設計における、完全民営化後も投融資機能の根幹を維持する旨の規定や、同法の参議院附帯決議における、「安定性のある株主構成とする」旨の規定を踏まえて検討する必要がある、本法律案において、「長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項」について検討すると規定。今後、専門家や有識者からなる検討会で、株式の処分方法、発行する株式の数やその種類、処分のタイミングについて、専門的な見地から検討していくことが必要。

政府保有株式処分について、5年から7年で売却できなくても許されるのか。

市場の動向を踏まえつつ、その縮減を図り、おおむね5年後から7年後を目途として全てを処分することとしている。

【移行期の政投銀の役員の選任方法】

完全民営化後のビジネスモデルの構築は、トップに誰を据えるかが重要であるが、どのような人材をトップに据える方針なのか。

株式会社においては、その経営責任者は、会社法に基づき、株主総会及び取締役会において選任されるものであり、移行期間中の新会社についても、会社法等の手続きに沿って適材適所で選任されるものと承知。

新会社の代表取締役等の選任に関する国の議決権の行使に当たっては、制度設計における「経営責任者については、新政策金融機関と同様に、必要と認められる識見及び能力を有する者のうちから適材適所で選任されるものとし、特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮する」との方針に沿って行っていくことが重要。